

## 母体保護法の一部を改正する法律案要綱

都道府県知事の指定を受けて受胎調節の实地指導を行う者が受胎調節のために必要な医薬品で厚生労働大臣が指定するものを販売することができる期限を五年延長し、平成二十二年七月三十一日までとすること。